



島根県報

令和2年2月21日（金）

第 8 2 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を
改正する規則 (人 事 課) 2

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則 (青少年家庭課) 2

【告 示】

保安林予定森林（2件） (森 林 整 備 課) 2

指定施業要件の変更予定保安林（3件） (") 3

保安林の指定施業要件の変更（2件） (") 6

大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変
更の届出 (中 小 企 業 課) 7

【公 告】

基本測量の終了 (技 術 管 理 課) 8

開発行為に関する工事の完了（2件） (都 市 計 画 課) 9

島根県統合型校務支援システム貸借に係る提案競技の実施 (学 校 企 画 課) 9

公布された条例等のあらまし

◇議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第4号）

1 規則の概要

民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う様式の整理

2 施行期日

令和2年4月1日から施行することとした。

◇児童福祉法施行細則の一部を改正する規則（規則第5号）

1 規則の概要

様式の整備（様式第18号関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年2月21日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第4号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

様式第3号別記注意事項2及び様式第4号別記注意事項2中「2年間（」を「これを行行使することができる時から2年間（傷病補償年金、）」に、「行わない」を「行行使しない」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年2月21日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第5号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則（昭和27年島根県規則第72号）の一部を次のように改正する。

様式第18号中「□後見人・保佐人」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示**島根県告示第83号**

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和2年2月21日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 保安林予定森林の所在場所
江津市桜江町大貫1023-1、1023-2
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び江津市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第84号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和2年2月21日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 保安林予定森林の所在場所
鹿足郡津和野町商人1141から1143まで、1143-1、1145、1211から1214まで、1222-2、1222-3、1224、1233、1853-1、1854、1855、1857、1858-1から1858-3まで、1859、2498から2500まで、2501-4、2549-1から2549-8まで、2553-1から2553-4まで、2553-6、2554
- 2 指定の目的
水源の涵養かん
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び津和野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第85号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和2年2月21日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所
浜田市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (7) 次の森林については、主伐は、択伐による。
浜田市（次の図に示す部分に限る。）
- (4) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (5) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (6) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所
浜田市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (7) 主伐は、択伐による。
- (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第86号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和2年2月21日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所
浜田市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
水源の涵養^{かん}
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (7) 次の森林については、主伐は、択伐による。
浜田市（次の図に示す部分に限る。）
- (4) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所
浜田市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第87号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和2年2月21日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所
浜田市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
水源の涵養^{かん}
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。
浜田市（次の図に示す部分に限る。）
- (ロ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ハ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ニ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所
浜田市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 次の森林については、主伐は、択伐による。

浜田市（次の図に示す部分に限る。）

(4) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(5) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(6) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

浜田市（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐は、択伐による。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

4(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

浜田市（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

公衆の保健

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第88号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和2年2月21日

島根県知事 丸 山 達 也

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

雲南市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第89号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和2年2月21日

島根県知事 丸 山 達 也

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

鹿足郡吉賀町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び吉賀町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第90号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和2年2月21日

島根県知事 丸 山 達 也

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

宍道ショッピングセンター 島根県松江市宍道町佐々布208-35

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社ベル 代表取締役 長富 英光 島根県松江市宍道町佐々布208-35

(3) 変更しようとする事項

駐車場の収容台数

(変更前) 310台

(変更後) 270台

(4) 変更の年月日

令和2年7月1日

2 届出年月日

令和2年2月10日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

松江市産業経済部商工企画課 (松江市末次町86番地)

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所 (団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

公 告

測量法 (昭和24年法律第188号) 第14条第2項の規定により、次の基本測量は、令和2年1月31日に終了した旨国土交通省国土地理院長から通知を受けたので、同条第3項の規定により公告する。

令和2年2月21日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

基本測量 (水準測量、電子基準点現地調査)

2 作業期間

令和元年6月1日から令和2年1月31日まで

3 作業地域

水準測量 松江市、出雲市、大田市

電子基準点現地調査 松江市、浜田市、出雲市、益田市、大田市、安来市、江津市、雲南市、仁多郡奥出雲町、飯石郡飯南町、邑智郡邑南町、隠岐郡西ノ島町及び隠岐の島町

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和2年2月21日

島根県知事 丸 山 達 也

1 開発区域

安来市大塚町字古市1450番1の一部

面積 253.86平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

安来市鳥木町112番地

古 曳 宏

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和2年2月21日

島根県知事 丸 山 達 也

1 開発区域

雲南市木次町下熊谷1519番、1520番1、1520番2、1521番、1522番1

面積 4,528.97平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

出雲市塩冶町2125番地1

株式会社ウシオ

代表取締役社長 牛尾 篤史

島根県統合型校務支援システム賃貸借において、契約予定者を選定するため、次により提案競技を実施する。

令和2年2月21日

島根県教育委員会教育長 新 田 英 夫

1 提案競技に付する事項

(1) 名称

島根県統合型校務支援システム賃貸借

(2) 仕様等

島根県統合型校務支援システム賃貸借提案競技仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

(3) 構築期間及び保守期間

ア システムの開発期間（データ移行及び設定を含む。）

契約日から令和3年3月31日まで

イ 賃貸借期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

ウ 保守期間

システムの保守期間は賃貸借期間中とする。

(4) 提案価格の上限額

225,932,640円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 提案競技参加資格に関する事項

提案競技に参加しようとする者は、次の(1)から(11)までの全ての要件を満たし、島根県教育委員会教育長の提案競技参加資格の確認を受けたものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。
- (4) 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）について未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。
- (5) 消費税及び地方消費税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。
- (6) 島根県が実施する入札について指名停止の措置を受け、提案競技参加資格確認審査に係る提出書類の提出期限日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者（同法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。
- (8) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- (9) 本説明書に示したシステムの納入が可能であるとともに、システム及びソフトウェア等の使用上のサポートや、障害発生及び部品取替に速やかに対応できる者であること。
- (10) 情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度に関して J I S Q 27001（I S O / I E C 27001）の基準に適合することにより認証を受けている、又は J I S Q 15001の基準に適合することによりプライバシーマークの使用承諾を受けている者であること。
- (11) 過去5年以内に都道府県教育委員会において、高等学校等を対象とした W e b システムによる統合型校務支援システムの導入及び運用保守を行った実績があり、これを証明できる者であること。

3 提案競技説明に関する事項

- (1) 提案競技説明書等の配布期間及び配布場所

ア 配布期間

令和2年2月21日（金）から同年3月19日（木）まで（閉庁日を除く。）の9時から17時まで（12時から13時までの間を除く。）

イ 配布場所

11の提案競技に関する問合せ先に同じ。

ウ 配布手続

配布場所に設置する提案競技説明書受領者受付簿に記載し、守秘義務の遵守に関する誓約書を提出した者に無償で1部を配布する。なお、配布物の準備があるので、来庁する30分以上前に電話にて連絡すること。

- (2) 提案競技説明会

開催しない。

4 提案競技参加資格確認書類の提出について

- (1) 提出書類の種類

提案競技に参加しようとする者は、次に掲げる書類を提出すること。ただし、必要がある場合は、補足資料の提出

を求めることがある。

- ア 提案競技参加資格確認申込書 1部
- イ 会社等概要書 1部
- ウ 誓約書 1部
- エ 役員等名簿 1部
- オ 島根県税の滞納がないことの証明書 1部
- カ 消費税及び地方消費税の滞納がないことの証明書 1部
- キ 委任状（必要な場合） 1部
- ク 納入実績書 1部

(2) 提出書類の形式

提案競技説明書による。

(3) 書類の提出方法、提出期限及び提出先

ア 提出方法

郵送又は持参による。

イ 提出期限

令和2年3月19日（木）17時までに提出すること。また、郵送による場合は、書留又は簡易書留とし、期限までに到着していること。

ウ 提出先

11の提案競技に関する問合せ先に同じ。

(4) 提案競技参加資格確認審査結果の通知

申請者に対し、令和2年3月23日（月）までに通知する。

5 提案競技に係る質問書について

- (1) 質問は、期限までに文書により提出すること。（FAXによる提出又は印刷したものを持参して提出することとし、電子メール等の電子データによる提出は不可。）
- (2) 提出先は、11の提案競技に関する問合せ先に同じ。
- (3) 提出期限は、令和2年3月4日（水）17時までとする。
- (4) 質問に対する回答は、令和2年3月13日（金）までに提案競技説明書受領者全員に対し通知する。

6 提案書等の提出

提案競技参加資格確認審査において、提案競技参加資格が認められた者は、以下により提案書等を提出すること。

(1) 提案書等の種類

- ア 提案競技に係る提案書提出届 1部
- イ 提案書（添付書類を含む） 12部
- ウ 見積書（提案価格） 1部
- エ システム機能要件回答書 12部

(2) 提案書の形式

形式は任意とする。ただし、用紙はA4判とし（図表についてはA3判も可）、ページを付するものとする。

(3) 書類の提出方法、提出期限及び提出先

ア 提出方法

郵送又は持参による。

イ 提出期限

令和2年3月27日（金）17時までに提出すること。また、郵送による場合は、書留又は簡易書留とし、期限までに到着していること。

ウ 提出先

11の提案競技に関する問合せ先に同じ。

7 選定方法について

- (1) 別に設置する「島根県統合型校務支援システムの調達に係る提案競技審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において、厳正な審査を行い、業務受託者の選定を行う。
- (2) 審査要綱については、別途定める。
- (3) 評価については、提案書の内容及びコストの抑制（見積額）の点を考慮する。
- (4) 評価及び得点の付与方法は、あらかじめ設定した評価基準に基づき、各評価項目の得点を合算する方法により合計得点を算出する。
- (5) 評価点の最も高い者を契約の予定者とする。総合評価点が最も高い者が2人以上あるときは、技術評価点の高い者を契約の予定者とする。
- (6) 提出書類により参加資格等を審査した後、提案書について、審査委員会によるヒアリング及び提案競技参加者によるプレゼンテーション（補足説明）を行う。
- (7) ヒアリング及びプレゼンテーションの実施日時は、提案競技参加者に別途通知する。
- (8) 審査委員会による選定の結果については、提案競技参加者に別途通知する。
- (9) 審査経過については、公表しない。また、選定の結果に対しての異議申立ては受け付けない。

8 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- (1) 参加する資格のない者が提案したとき。
- (2) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。
- (3) 事実と反する申請や提案に関する不正行為があったとき。
- (4) 提案者が当該提案競技に対して2以上の提案をしたとき。
- (5) 提案者が他人の提案の代理をしたとき。
- (6) その他、あらかじめ指示した事項に違反したとき又は提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

9 契約

(1) 契約相手方

審査委員会が選定した者（以下「契約予定者」という。）と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約を行う。

(2) 契約金額

契約予定者から見積書を聴取し、予定価格の範囲内において決定する。

(3) 前金払等

前金払い又は部分払いによる支払は行わない。

(4) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付しなければならない。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(5) その他の契約条項

契約予定者と協議の上、定める。

10 その他の留意事項

- (1) 本提案競技は、令和2年度当初予算の島根県議会議決が得られない場合は、審査委員会によるヒアリング及び提案競技参加者によるプレゼンテーション（補足説明）を延期または取りやめる。なお、延期する場合は理由及び延期後の日程を公告し、取りやめる場合は理由を公告し提案競技参加者に通知する。
- (2) 提案競技参加に係る費用は、提案者の負担とする。

- (3) 提案競技及び契約の手續に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (4) 補正を求められた場合を除き、提出期限後の問合せ、書類の追加及び修正には原則として応じない。
- (5) 提出された書類の返却は行わない。
- (6) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。
- (7) 提出書類は、他の提案者に対して非公開とする。

11 提案競技に関する問合せ先（書類提出先）

〒690-8502 島根県松江市殿町1番地 島根県庁分庁舎1階
島根県教育庁学校企画課 情報・運営グループ 板倉・藪田
電話 0852-22-6917 F A X 0852-22-5762

12 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased : construction / operation / management / maintenance / support of hardware and software for the School affairs support system
- (2) Deadline for submission of proposal documents : 5 : 00 p.m. March 27, 2020
- (3) Contact point for the notice : School Planning Division, Shimane prefectural board of education 1 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane, 690-8502, Japan
TEL : 0852-22-6917